



大分県商工会連合会

かるふーる おおいた

VOL.250

2010年9月1日発行

主な内容

- ・地域資源活用支援事業……………P 2
- ・おおいた中小企業応援センターのご案内……P 4
- ・知って納得！法律の勘どころ「時効」…………P 5
- ・小規模企業共済・
セーフティ共済制度改正のご案内……………P 6
- ・企業紹介「有アグリビジネス」（国東市安岐町）



Your happy travel and life!!
in Yufuin 2010
湯布院町商工会

本年度、湯布院町商工会では「サイクリングライフ（7月）」、「ウォーキングガイド（9月）」、「湯布院おもてなし調査事業（9～11月）」、「食文化フェア（10月）」の4つの企画を展開する中で、「本当に伝えたい湯布院の魅力」を発信していきます。湯布院を訪れる人、地元に暮らす人、その双方が地域の魅力を発見し、楽しめる湯布院を目指しています。

青年部

クリーンアップ
全国大会

去る8月26日、全国1795の商工会青年部は、商工会法施行50周年の節目を迎える機に、「クリーンアップ全国大会」を全国一斉に実施しました。

これは長きに渡り商工会を支えてくださった地域の皆様への感謝の意味と、広く一般社会に対して、全国組織としての活動をアピールし、商工会青年部が地域において不可欠な組織であるという認識を確立すること目的として実施したものです。

大分県においては、統一日がリーダー研修会と重なつたため、開催日を各青年部が任意（7月～8月末日まで）に設定して実施しました。

今回の取組みは、青年部組織における一体感及び帰属意識を高める意義ある活動となりました。



▲商売の神様（神明神社）周辺の清掃（日出町）



商工会館周辺の清掃▶
(湯布院町)

進めます！地域の活性化！～地域資源活用支援事業～

本年度、県内6商工会（支所）が地域資源活用支援事業に取り組んでいます。地域資源を活用した商品開発（観光商品を含む）や販路開拓等を行うことにより、商工会地域の活性化や魅力ある地域づくりに寄与していくこうという取り組みです。

挟間の顔づくり

【挟間町商工会】

由布市挟間町の歴史や観光等の地域資源を調査研究し、その資源を活用した商品開発や観光開発等、挟間の新たな顔づくりを行う。

宇佐両院地域の観光と特産品の開発

【宇佐両院商工会】

ぶどう、すっぽん、ゆずを中心とする関連商品を開発し、石橋、錫絵などの観光資源とすっぽん料理を中心とする郷土料理を活用した総合観光事業の確立を目指す。

御膳米焼酎「あさぢ」を核とした地域おこし

【豊後大野市商工会青年部朝地支部】

農商工連携で開発した「御膳米焼酎あさぢ」の蔵元牟礼鶴酒造を核とした周辺地域の観光開発の可能性調査を行う。

豊後森機関庫を活かした町づくり

【玖珠町商工会】

近代化産業遺産である豊後森機関庫に関連したグッズや玖珠産食材を活かした機関庫弁当を開発しJR、道の駅等での販売を目指す。

開発特産品の販売戦略

【野津原町商工会女性部】

肥後街道再興事業で開発した宿場料理と特産品を、新たに開発した観光メニューのなかに組込んで、野津原の観光ルート構想実現化と特産品の販路拡大を目指す。



商工会員の特権「マル経融資」を利用(借り替え)しませんか!

～融資額が拡大・返済期間が延長されています～

<制度の概要>

■融資元

日本政策金融公庫（国民生活事業）

■融資対象者

小規模事業者（従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下）

■融資限度額

1,500万円

■融資利率

1.85%（8月6日現在）

■融資期間

運転資金 7年以内、設備資金10年以内

■据置期間

運転資金 1年以内、設備資金2年以内

■その他

保証人、担保は不要です

※商工会長の推薦審査とは別に日本公庫の審査があります。上記以外の要件等、詳しくは経営指導員にご相談ください。

『悩まず どんとこい労働相談』

「個別労働関係紛争処理制度周知月間」の一環として、労使間トラブルについての電話、来所、ファックスによる相談を無料でお受けします。

1 期間

平成22年10月25日(月)～10月31日(日)

2 受付時間

平日 9時～20時（来所の受付は18：30まで）

土・日 9時～17時（来所の受付は16：00まで）

※土・日曜日の来所の場合の出入り口は県庁舎本館裏玄関

※ファックスは終日受付

3 相談の方法

(1)電話相談 097-536-3650（相談専用ダイヤル）
097-506-5241・097-506-5251

(2)来所相談場所

大分県労働委員会の相談室（大分県庁舎本館7階）

(3)ファックス相談 FAX 097-506-1788

4 問合せ先

大分県労働委員会事務局 TEL097-506-5241

※秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

平成22年度後期技能検定試験のお知らせ

申請書受付期間

平成22年9月27日(月)～10月8日(金)まで

実技試験問題公表

平成22年11月19日(金)

実技試験実施期間

平成22年11月29日(月)～平成23年2月20日(日)まで

学科試験実施日

平成23年1月23日(日)・平成23年2月2日(水)

平成23年1月30日(日)・平成23年2月6日(日)

合格発表日

平成23年3月15日(火)

技能検定実施職種（予定）

【特 級】17職種

機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

【1・2級】29職種43作業

鍛造、金属ばね製造、機械検査、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、

和裁、竹工芸、石材施工、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、金属材料試験、塗装、舞台機構調整

【単一等級】2職種2作業

樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工

【3 級】8職種8作業

機械検査、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、和裁、プラスチック成形、建築大工、配管、機械・プラント製図

申請書及び受検案内備付け場所

大分県職業能力開発協会、大分県雇用・人材育成課、各地域・職種技能士会、市町村役場商工担当課（各支所）、各商工会議所、各商工会、各高等技術専門校、雇用・能力開発機構大分センター（ポリテク大分）、各振興局、建設業協会各支部、各業界の組合連合会等

申請書受付場所

大分県職業能力開発協会

〒870-1141 大分市大字下宗方字古川1035番地1

TEL 097-542-3651 FAX 097-542-0996



何もしなければ、何も始まらない。経営革新にチャレンジ!

昨年度は、県内の経営革新承認件数58件中、商工会が県内の支援機関で最多の18件の承認をお手伝いさせて頂きました。新事業展開（経営革新・地域資源活用・農商工連携・新連携）、創業、事業承継など経営に関するお悩みについては、応援センターまでご相談下さい。

経営革新支援事例

※㈲吉田海産さんのケース

（食の安全をテーマに経営革新による新店舗展開支援）

支援の流れ

- ① 地域力連携拠点で経営相談を受ける
- ② 第1回さいき経営革新塾受講（社長）
- ③ コーディネーターが巡回し、経営課題をヒアリング
- ④ 専門家派遣（中小企業診断士、1級建築士）による食の安全や店舗レイアウトについてアドバイスを実施
- ⑤ 出店計画及び経営革新計画策定（21.9承認）
- ⑥ 22.7.23 佐伯市西鶴岡町（コスモタウン佐伯内）新店舗「ちりめん問屋 ㈲吉田海産」オープン



オープンしたちりめん問屋（外観）



ちりめん問屋（店内）

応援センター活用のメリット

- 専門家による高度・専門的なアドバイス
- 中小企業施策制度（国・県など）の活用
- 経営セミナーに参加

県下各地で「経営革新塾」を開催します！ ぜひこの機会にご参加ください

日 時	会 場	経営革新塾テーマ	受 講 料
10月5、12、19、26日 各日 19:00～22:00	宇佐両院商工会本所	地域資源活用による売れる商品づくり	お一人 5,000円 (全4回分)
9月22、24、29、30日 各日 18:30～21:30	安岐町商工会館	新事業の見つけ方	お一人 5,000円 (全4回分)
9月28、29、10月5、6日 各日 19:00～22:00	挾間町商工会館	経営革新で売れる仕組みづくりを！	お一人 5,000円 (全4回分)
9月22、28、10月5、18日 各日 19:00～22:00	旧佐伯市弥生商工会館2階	生き残れる！経営革新	お一人 5,000円 (全4回分)

相談無料
秘密厳守

お気軽に
「応援センター」を
ご利用下さい

※ご相談は、最寄りの商工会または応援センターへ

—— おおいた中小企業応援センター ——

大分県商工会連合会	経営支援室	TEL 097-534-9507
大分県中小企業団体中央会	施策推進課	TEL 097-536-6331
大分県信用組合	企業支援部	TEL 097-573-7297

知って納得！

法律の勘どころ



弁護士法人 アゴラ

弁護士 岩崎 哲朗

〒870-0033 大分市千代町2丁目2番2号
TEL (097)537-1200 FAX(097)536-2000

■テーマ：時効

Q

時効はいつから進行するのですか。
また、いつ完成するのですか。

A

1. 説明の便宜上、Xが、Yに対し、平成22年10月10日、弁済期を平成23年3月10日として100万円を貸し付けたという設例を用います（以下【設例】といいます。）。

民法上、消滅時効は、「権利を行使することができる時」から進行すると定められています（これを、「起算点」といいます）。弁済期の定めがある貸金債権は、弁済期が到来した時から権利の行使が可能ですから、【設例】では、平成23年3月10日が起算点になります。

しかし、消滅時効の期間計算は、初日を算入せずに翌日から計算するという判例があります。ですから、結論として、平成23年3月10日の翌日である「平成23年3月11日」から期間を計算します。

2. 次に、時効の完成について説明します。

【設例】では、時効期間を10年として考えます（債権の種類によって時効期間が異なりますので、充分に注意して下さい。）。「3月11日」というように、月の途中から期間を計算する場合、その期間は、最後の年の応当日の前日に満了する、と定められています。

平成23年3月11日の10年後の応当日は平成33年3月11日ですので、その前日、すなわち平成33年3月10日に時効期間が満了します。

したがって、【設例】では、平成33年3月10日の経過時（「到来時」ではないことに注意してください。）に時効は完成します。

Q

貸金債権を、うっかり時効消滅させてしまいました。元本は無理でも、せめて利息と遅延損害金だけは回収できなでしょうか。

A

1. 元本が時効消滅した場合、残念ながら利息・遅延損害金も回収できません。

2. 民法は、「時効の効力は、その起算日にさかのぼる。」と定めています。そうすると、起算日以降元本が存在しなかったものとみなされる結果、元本から発生すべき利息・遅延損害金についても発生しなかったことになります。このため、元本が時効にかかると、利息・遅延損害金も回収できなくなるのです。

ところで、利息・遅延損害金が一部でも支払われているときは全く事情が異なります。利息や損害金の支払いは、中断事由である「承認」に当たるのです。したがって、利息・遅延損害金の支払を途中で少しでも受けていれば、元本についても時効の完成を妨げることができます。注意してチェックして下さい。

Q

時効の中断のために、裁判上の「請求」を行い、勝訴して確定しました。この場合、時効はどうなるのでしょうか。また、その期間は何年になるのでしょうか。

A

1. 時効の「中断」とは、時効期間をリセットしてまた進行を開始するという意味ですから、裁判が確定した時から再び進行を開始します。ですから、放つておけば、時効が完成するおそれがあります。

2. その場合の時効期間は、「確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は十年とする。」と定められています。したがって、例えば元の債権が飲食代金のように1年の短期消滅時効にかかるものであっても、裁判によって確定した権利であれば、確定の時点から10年の時効にかかります。ただし、裁判確定の日と判決言渡日は必ずしも一致しないので、注意が必要です（例えば、地方裁判所で判決があり、控訴されなければ、判決送達日から2週間で確定することになります。）。

近年、学者や実務家の間で、「債権法改正」が話題になっています。時効に関しては、債権の発生原因によって区々になっている時効期間を統一することや、「中断」「停止」といった専門用語を分かりやすく言い換えること等が提案されています。

みなさまの「安心」をサポートする国の共済制度のご案内

小規模企業共済制度

小規模企業共済は国がつくった「経営者の退職金制度」です。

制度改正で
さらに
魅力アップ！

制度の紹介

ポイント1

廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。
受け取り方法は一括・分割・併用のいずれかを選べます。

ポイント2

共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。

ポイント3

掛金は毎月1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ全額所得控除となります。

ポイント4

事業資金等の貸付制度が利用できます。(担保・保証人は不要) 地震、台風、火災等の災害時にも貸付を受けられます。

「小規模企業共済法の一部を改正する法律」 政令公布のお知らせ

平成22年4月14日に成立した「小規模企業共済法の一部を改正する法律」につきまして、政令により、施行日が確定いたしました。

【施行日】

平成23年1月1日～

※共同経営者の方もご加入できるようになります。

改正内容

(1) 共済契約を締結できる小規模企業者の範囲の拡大

加入対象者に個人事業主の「共同経営者（個人事業の経営に携わる人）」が追加されます。

(2) 共済契約の締結拒絶事由の追加

小規模企業共済への加入を拒絶する事由が経済産業省令で追加されます。

(3) 共済契約のみなし解除事由の見直し

金銭出資による「法人なり」の取扱いについて見直されます。

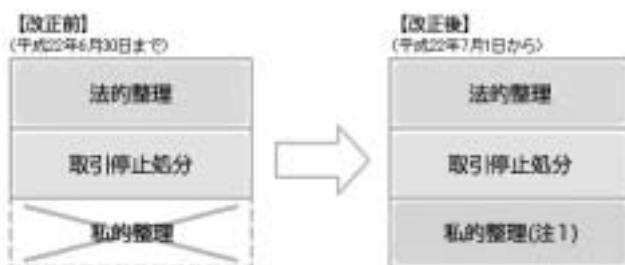
(4) 共済契約に係る掛金納付月数の通算の対象者の拡大

掛金納付月数の同一人通算手続きが可能となる方の範囲が拡大されます。



経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

取引先の予期せぬ倒産時に、必要な資金を迅速にお貸して連鎖倒産から中小企業を守る共済制度です。
しかも無担保・無保証人、借入最高額は積立金額の10倍です。



※平成22年7月1日以降の私的整理から貸付の対象となります

中小企業倒産防止共済 法律改正の一部施行のお知らせ

このたび、本改正法による制度改正の一部（共済事由の拡大）につきまして、具体的な改正内容と時期が定められましたのでお知らせいたします。

【施行日】

平成22年7月1日～

平成23年10月までに実施される改正内容

改 正 事 項	現 行	改 正 後
(1)共済金の貸付限度額の引上げ	3,200万円	8,000万円（予定）
(2)掛金の積立限度額の引上げ	320万円	800万円（予定）
(3)掛金月額上限の引上げ	8万円	20万円（予定）
(4)償還期間上限の延長	5年	10年（上限） (貸付額に応じて設定)
(5)早期償還手当金の創設	—	新設
(6)申込金の廃止	申込金が必要	申込金は不要

(1)(2)(3)の額は現時点で予定されている金額であり、決定されたものではありません。

※内容の詳細につきましては、今後公布される省令により、確定次第最寄りの商工会等を通じてお知らせいたします。



1級合格おめでとう



杵築市
杵築中学校1年生
宇留嶋 結衣さん



日田市
東部中学校1年生
松林 里紗さん

6月21日(月)、全国一斉に行われた検定の結果をお知らせします。今回は167人が受験し、112人が合格。その中で満点合格者9人、1級合格者は2人でした。難関である1級合格者の市町村名、氏名等を写真と共に紹介します。

商工会珠算検定

貸金業法が大きく変わりました!



貸金業法：消費者金融などの貸金業者の業務等について規制する法律です。平成18年に成立、平成22年6月18日に施行されました。

- 借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。
- 借入れの際、基本的に、年収を証明する書類が必要となります。年収を証明する書類がないと、借りられなくなることがあります。

借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を!

- お住まいの都道府県・市区町村、最寄りの財務局に相談窓口が設置されています。お気軽にご相談下さい。(秘密は厳守します。)

相談窓口の連絡先は、以下の番号でご案内します。

消費者ホットライン(消費生活相談窓口)

0570-064-370

金融庁・金融サービス利用者相談室

0570-016-811-03-5251-6811

法テラス・コールセンター

0570-078374-03-6745-5600



法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

最寄りの弁護士会・司法書士会、日本貸金業協会の相談センター(0570-051-051)、(財)日本クレジットカウンセリング協会(03-3226-0121)でも相談できます。

金融庁・消費者庁

この地域に根ざし、未来を拓く

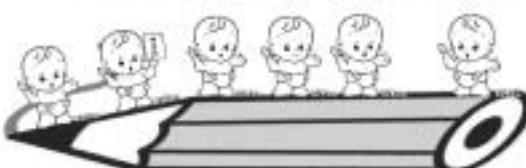


MIRAI

みらい信用金庫

国勢調査

あなたの調査票には、日本の未来がつまっています。



封をして提出してください
個人情報保護意識の高まりに対応し、封をして提出していただくことにしました。

郵送できます!
昼間不在の世帯が増加していることから、郵送でも提出できるようにしました。



地域で活躍する企業

vol.
25



有限会社 アグリビジネス 安岐町商工会会員



松原社長

会社概要

事業所名：有限会社 アグリビジネス

代表者名：松 原 善 治

所在地：〒873-0212
大分県国東市安岐町塩屋 2746-2

T E L : 0978-67-2009

F A X : 0978-67-2910

営業時間：午前9時から午後7時

U R L : <http://www.bgo.co.jp>

A 事業所の紹介をお願いします。

車関連事業として、「カーショップ・ヴァンジョルノ」と「ATV・Spirit ONE」、福祉用具販売リース事業として「松原シルバーサービス」を経営しています。ATVとは全地形対応車という意味で、簡単に言えばバイク感覚で乗る4輪バイクのことです。普通自動車免許保持者なら運転可能で、若者を中心に入れています。

A 事業所の紹介をお願いします。

ATVの輸入販売を始めました。製造は中国浙江省のメーカーが行っていますが、弊社の強みとして中国に強いパイプがあり、メーカーと共同開発、独占販売契約を行っています。これが挙げられます。一般に中国製品は完成度が低いのですが、共同開発契約を結び、日本のユーチャーのニーズや弊社の技術ノウハウ、要望を伝えることによって、



Q そのATVの輸入販売で大分県から経営革新企業の認定を受けていますね。

そもそも弊社は飲食店3店舗を経営しておりましたが、私が自動車会社で技術者をしていたことから、カー用品の販売と車両修理に主軸を移し、その延長線上の事業として

A 事業所の紹介をお願いします。

ATVに関しては、現在は店頭販売と通信販売ですが、商品力が安定してくれば全国に販売拠点を確立し、アフターフォローの徹底を図つてていきます。

また made in Japanを目指し、各部品を輸入してこの大分で組立製造するプランを考案中です。福祉用具販売においては、消臭除菌液の販売に力を注いでいます。本年6月に新商品アトマイザータイプの「フラッシュユキラ」を発売、好評を得ております。今後は関西以

完成度の高い製品に仕上げることが可能となりました。このところが認められたのだと思います。

Q 今後の抱負を教えてください。

ATVに関しては、現在は店頭販売と通信販売ですが、商品力が安定してくれば全国に販売拠点を確立し、アフターフォローの徹底を図つてていきます。



経営指導員からひとこと



片岡久明
指導課長

今回の経営革新のきっかけは、前任者が、巡回訪問の中で店頭に展示してあるバギー車について、めずらしいのでお話を伺った事がきっかけです。

松原さんは、既存事業においても、自ら積極的行動される方ですので、今回の経営革新についても、申請に必要な書類等は全てご自分で用意して頂き、商工会としては本当に側面的にお手伝いした程度です。

とはいって、今回の事業は輸入関連事業ですので、法的知識等の専門分野において、関係機関を紹介する等、商工連とも連携しながらお手伝いをさせて頂いているところです。

今後も、地域の若手経営者のリーダー格として、地域を引っ張って行ってくれるものと期待しています。